

高畠町農業委員会第27回総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月25日(月) 午前9時00分から午前9時25分まで

2. 開催場所 高畠町役場 委員会室

3. 出席委員(15名)

会長	1番	山口 令和 委員			
	2番	佐藤 泰彦 委員		3番	山田 文則 委員
	5番	長谷川 みどり 委員		6番	横山 裕一 委員
	7番	齋藤 真徳 委員		8番	嶋津 功美 委員
	9番	黒田 雅幸 委員		10番	菅野 仁一 委員
	11番	高橋 稔 委員		12番	栗田 亮一 委員
	13番	安部 春一 委員		14番	庄司 和美 委員
	15番	萩原 拓重 委員		16番	高橋 正利 委員

4. 欠席委員(1名)

4番 高梨 修一 委員

5. 遅刻委員(-名)

なし

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事項

報第40号 農地法第18条第6項の規定による通知について……………1件

議第110号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定
について……………1件

議第111号 非農地証明願に対する農業委員会の意見決定について……………1件

議第112号 高畠農業振興地域整備計画の変更に対する農業委員会の意見決定について
……………2件

議第113号 地域計画の変更に係る農業委員会の意見決定について……………4件

7. その他の事項

8. 報告事項

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 二宮弘明

事務局次長兼農地係長 山口 充

主任 小関陽香

主 事 齋藤一哉

農林課職員

主任 平石哲哉

事務局長

おはようございます。

ただいまより第27回高畠町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、高畠町農業委員会憲章唱和を行います。佐藤代理、よろしく願いいたします。皆様、ご起立お願いいたします。

(高畠町農業委員会憲章唱和)

事務局長

ありがとうございました。

ご着席ください。山口会長よりご挨拶をいただきます。よろしく願いします。

山口会長

【会長挨拶】

事務局長

ありがとうございました。

本日の欠席者の届けについて、ご報告いたします。4番高梨修一委員の1名より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。したがって、出席委員は16名中15名で定足数に達しております。

それでは、高畠町農業委員会総会会議規則第5条第1項により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山口会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。高畠町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により、議長において指名いたします。

10番菅野仁一委員、11番高橋 稔委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主事を指名いたします。

議長

次に、日程第2、会期の決定を行います。

本総会の会期は、本日1日限りといたします。

議 長 次、日程第3、報第40号「農地法第18条第6項の規定による通知について」1件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・小関主任。

番 外 《小関主任》 ただいまの件について報告いたします。

【報第40号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの件について発言のある方ございますか。

(発言なし)

議 長 先ほどのご説明で、ご理解していただいたということでもあります。

特に発言はないようですので、以上で報第40号を終わります。

議 長 次、日程第4、議第110号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について」1件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外 《山口次長》 ただいまの案件について説明いたします。

3ページの図面、ご覧いただきたいと思います。

丸の内側に〇〇の文字がございますけれども、〇〇というところの文字の下に、今回の申請人の住宅がございます。この住宅が、橋の架け替え工事で買収なりまして、建て替えということで西側の隣接地に住宅を新築するという内容になっております。

それでは、4ページ説明いたします。

【議第110号を議案書をもとに朗読】

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告願います。9番黒田委員。

9 番 9番です。

 現地調査のほうは8月15日に高梨委員、それから二宮局長、山口次長、それから私の4名で調査をさせていただきました。

 申請地は、先ほども説明ありましたとおり、〇〇の斜め向かいの町道に沿った土地で、現在の宅地に続く西側の畑です。農地のほうの現況は、一部野菜が植えられていましたけれども、その他の大部分は未作付ということで、草刈りはされていたようですけれども、未作付となっていました。

 一応、第1種農地ではありますけれども、集落接続の要件も満たしており、住宅建設ということで周りの農地への影響も少なく、またその他の許可要件なんかも満たしていることから、許可相当と判断してまいりました。

 以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございますか。

 (質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

 それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第110号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第5、議第111号「非農地証明願に対する農業委員会の意見決定について」1件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外 《山口次長》 ただいまの案件について説明いたします。

【議第111号を議案書をもとに朗読】

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告願います。9番黒田委員。

9 番 9番です。

先ほどの4条案件と同日に、同一メンバーで現地確認を行いました。

申請地は、空き家に接続した西側の土地で、現況は桜や紅葉を中心とした庭木が数多くあり、また庭石なんかも設置されておりました。平成12年の住宅取得と同時期に庭園というか、そういった形で整備されたものと判断してまいりました。

あと、庭木の中には、かなり高く太い木なんかも見受けられまして、こちらのほうは直接植栽されたのか、それとも自然に生えたのか分かりませんが、平成12年以前に植えられたものという感じでした。

いずれにしても、こういった高い木や庭木なんかが、それから庭石なんかもありまして、農地への復元は非常に困難であり、また転用後25年を経過しておりますので、非農地証明はやむを得ないと判断してまいりました。

以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入りま

す。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第111号について、原案のとおり決定
するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第6、議第112号「高島農業振興地域整備計画の変更に対す
る農業委員会の意見決定について」2件を議題といたします。

この案件については、農林課から出席をいただいておりますので、担当の
平石主任の説明を求めます。・・・平石主任。

番 外 《平石主任》 ただいまの件について説明させていただきます。
除外1件目です。

【議第112号を議案書をもとに朗読】

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より
報告願います。9番黒田委員。

9 番 9番です。

ただいま農林課のほうからも説明あったとおり、この農振除外案件2件

については、7月の総会で地域計画の変更ということで審議されたもの
あります。

初めに、現地調査のほうですけれども、先ほどの4条案件と同日に同一
メンバーで、それに加えて農振法所管の農林課の職員も含めて5名で現地
調査を実施しました。

1番の申請地は県道に沿った畑であり、西側に住宅があります。この農
地は昨年7月に、農業委員会のほうに畑地造成に係る届出がありまして、
8月にその造成を完了していますけれども、現況としては畑作物等の栽培
はなく、雑草が繁茂している状況でありました。

私も昨年、畑地造成の届出があつてから現地を何回か見させてもらっ
たんですけれども、畑作物の栽培等がなくて、ちょっと一作くらいしてほし
いなどは思っていたところでありましたけれども、いずれにしても、ほかに
代替地がないことや、あるいは農業上の効率的利用に支障がないこと等
の農振法上の除外要件を満たしておりますことから、農振白地への変更は
やむを得ないと判断してきました。

2番目の〇〇のほうですけれども、こちらのほうは現工場の東側の土地
で、町道沿いの土地ですけれども、一部リンゴが植栽されておりましたけ
れども、残りは大部分が未作付ということで、草刈り等はなされておしま
したけれども、未作付の状態でした。

先ほどの1番の案件と同じように、駐車場の設置ということで、ほかに
代替地がないことや、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がない等の
農振法上の除外要件も満たしており、また第1種農地ではありますけれど
も、これは最初のやつと同じです。1番目の〇〇のやつも同じですけれど
も、第1種農地ですけれども、1番目は集落接続、2番目は既存用地の拡
張ということで、転用許可上の立地基準も満たしておりますことから、農
振白地への変更はやむを得ないと判断してまいりました。

以上です。

議 長

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入りま

す。質疑の方ございませんか。10番。

10番 ちょっと分からないので教えてほしいんですけども、これ意見書等の必要性について、農業委員会は不要と、1も2も不要になっていますね。これ不要なものが審議するというのは、どういう意味だかちょっと教えてください。

議 長 主任。

番 外 《平石主任》 すみません、こちら記載ミスになりまして、不要ではなくて必要になります。来月からしっかり直しますので、ご了承ください。

議 長 そのほかございますか。

では、私から1のほうですけれども、これ畑地造成の前は田んぼ作られておったということで、本人が作っておったということですか。その辺について分かれば。主任。

番 外 《平石主任》 一応、所有者〇〇さんで、耕作者が〇〇さんになっているんですけども、その前まで誰が耕作、実際にされていたかまでちょっと把握していなかったです。

議 長 分かりました。これは畑地造成は1年かかったの、3か月かかった、どのくらいかかったの。9番。

9 番 9番です。

私、畑地造成の届出があった場合は農業委員会から現地等を確認してくださいという連絡来ますよね。それで、二、三回確認していますけれども、7月に届出があつて、8月に見に行ったときには、もう既に造成が完了しておりました。

議 長 分かりました。
そのほかございますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第112号について、原案のとおり決定
するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第7、議第113号「地域計画の変更に係る農業委員会の意見
決定について」4件を議題といたします。

この案件についても農林課から出席をいただいておりますので、平石主任
の説明を求めます。・・・平石主任。

番 外 《平石主任》 ただいまの件について説明させていただきます。

【議第113号を議案書をもとに朗読】

議 長 以上で説明が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑
の方ございますか。

確認ですけれども、この変更について農振地域というのはありますか。
主任。

番 外 《平石主任》 今回の件については農振地域ではなくて、農振白地になりますので転用だけの案件になります。転用の前に、事前に地域計画を変更するものです。

議 長 分かりました。
そのほか何かお気づきありましたら。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第113号の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 農林課の平石主任は、ここで退席となります。ご苦労さまでした。

議 長 次に、報告事項並びに今後の日程説明に入ります。
最初に、局長。

番 外 《二宮局長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、運営委員会委員長報告。10番菅野仁一委員長。

10番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農地専門委員会委員長報告。7番齋藤真徳委員長。

7番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農振専門委員会委員長報告。11番高橋 稔委員長。

11番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農委広報編集委員会委員長報告。5番長谷川みどり委員長。

5番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農業協同組合理事報告。13番安部春一理事。

13番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 その他ございませんか。
ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。